

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称
“ 五色共生の里づくり ” プロジェクト
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
洲本市
- 3 地域再生計画の区域
洲本市の区域の一部（五色町区域）

4 地域再生計画の目標

五色町区域は、平成 18 年 2 月 11 日に、新生「洲本市」となった。本区域は、江戸時代に回船問屋として活躍した高田屋嘉兵衛生誕のまちとして知られ、兵庫県の南部、淡路島中央部西岸にあり、景勝瀬戸内海国立公園「五色浜」を有する風光明媚な地域である。総面積は、58.21 k m²、人口 11,484 人、気温は瀬戸内海性気候を帯び、比較的温暖であるが、冬期の北西の季節風はかなり厳しい。

主要な産業は農漁業で、農業では良質なすし米の産地として知られ、水稻と畜産、施設園芸を主とした複合経営で、足腰の強い農業へ脱皮すべく基盤整備に取り組んでいる。漁業は獲る漁業から栽培漁業への移行が進み、ノリやワカメの生産が順調に伸びてきている。商工業では、伝統的ないぶし瓦工場があるが、構造不況のあおりを受けているものの、優良企業の進出により着実な発展を遂げつつある。

本区域は、高度経済成長時代以降、京阪神都市圏への人口流出が続き、過疎地域の指定を受けてきたが、平成 10 年の明石海峡大橋の完成に伴い、都市圏への時間・距離が短縮され、島という立地条件による地理的・経済的後進性が改善しつつある。人口減少も、近年、歯止めがかかってきているが、若者の構造的な流出が依然として続いており、高齢化も急速に進行している。

このような中、本区域では、昭和 55 年に「健康の町」を宣言、平成 6 年にはさらに一歩進んで「健康文化都市」の宣言を行うとともに、保健・医療・福祉の総合拠点施設となる健康福祉総合センターをはじめ、県民健康村健康道場、町立診療所などを整備し、積極的に健康福祉施策に取り組むとともに、高齢者生きがい創造センターなどで生涯学習活動を支援し、高齢者が地域社会のなか

で自立して生活ができるように福祉のまちづくりを進めてきた。また、社会福祉協議会を中心に本区域には多数のボランティアグループがあり、高齢者や障害者などの支援を行っている。

一方、住・生活環境など都市基盤整備と産業基盤整備の進捗の遅れが、本区域の発展の阻害要因となっているとともに、生活様式の変化などにともない、伝統的な地域共同体を守ろうとする意識が希薄になりはじめ、共生思想を基本とした施策の推進が難しくなっているのが現状である。

このようなことから、新市においては、旧五色町がこれまで取り組んできた先駆的な取り組みにスケールメリットによる効率化・高度化を付加し、健康・保健・医療ならびに介護サービスを充実させ、元気な高齢者を増やすとともに、活動的な高齢者に地域の活性化、コミュニティ再生の牽引役を担っていただくこととしている。

そこで本区域北西部都志地区にある農林水産関係補助金対象施設を介護予防拠点および高齢者共生住宅として転用する支援措置を受けるとともに、健康・保健・医療ならびに介護サービス機能のさらなる集積と連携を図り、『五色共生の里』において、社会福祉協議会、自治会・住民、各種団体、民間企業等との公私協働を一層推進することで、地域の活性化とコミュニティの再生をめざす「健康福祉環境モデル」のまちづくりを実現する。

目標 1：健康長寿のまちづくり

介護予防拠点の整備

介護予防教室の実施：平成 19 年度以降年間延べ参加者数 900 人 / 年

運動指導事業：平成 19 年度以降年間延べ参加者数 720 人 / 年
身近な地域で安心・安全な暮らしを支える生活支援体制の整備・活用

地域密着型サービス提供施設数：

平成 17 年度 0 箇所 平成 22 年度 4 箇所

介護サービス・福祉サービスの質の向上

サービス評価実施事業者：

平成 17 年度 0 事業所 平成 22 年度 5 事業所

目標 2：地域福祉基盤の整備

ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯で家庭の介護力の弱い高齢者などに安心・安全な暮らしを提供

高齢者共生住宅の整備：平成 21 年度 30 戸供給

交通弱者の移動手段確保

福祉有償運送事業の開始： 平成 18 年度開始
多世代交流による地域づくり活動の輪を広げる

ふれあいいきいきサロン開催回数：
平成 17 年度 210 回 / 年 平成 22 年度 250 回 / 年

介護・福祉分野での就労確保： 平成 22 年度までに新たに 30 人

ヘルスケアサポーター育成： 平成 22 年度までに新たに 150 人

目標 3：健康交流と地域共生の実現

公私協働事業の実施

公私協働事業数： 平成 22 年度までに新たに 6 事業

都市と農山漁村の交流事業の実施

宿泊施設等の利用者数の増加：

平成 17 年度 10,000 人 / 年 平成 22 年度 17,000 人 / 年

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

“五色共生の里づくり”プロジェクトは、コミュニティケアの考え方に基づく包括的な地域ケアシステムの構築を基本理念とし、健康長寿のまちづくり、地域福祉基盤の整備、健康交流・地域共生を実現、の3つのまちづくりの目標を達成するために以下の事業を実施する。

第1に、健康長寿のまちづくりにあたっては、「介護予防システムの構築」、「居住と介護の一体化」、「サービスの連携」の推進を図る。

第2に、地域福祉基盤の整備を推進するため、交通弱者の移動手段対策を講じるとともに、高齢者、障害者、子どもに対するサポートを包括的に提供できる体制を確立し、施設の相互利用や共同利用を可能にする空間整備、管理運用体制を整備する。また、高齢者の孤立を防ぐため、高齢者と若年世代をはじめとする多世代の交流を実現する。

第3に、健康交流・地域共生を実現するためには、地域住民のボランティアを募り、『共生の里』の新たな中核施設となる介護予防拠点および高齢者共生住宅において地域住民相互の交流を深める。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

農林水産関係補助対象施設の有効活用 【A1001】

(1) 事業内容

本区域北西部都志地区に農林水産関係補助金対象施設である運動広場施設および農業者トレーニングセンターがあり、当該施設は、地域の農業者を中心に

スポーツ等の普及推進、健康づくりに大きな役割を果たしてきたが、農業人口は減少を続け、また、新たなスポーツ施設として、五色台運動公園「アスパ五色」が整備され、当該施設の施設利用は減少していること等から、これを介護予防拠点および高齢者共生住宅に転用し、転用後は、老後に至るまで安心して住み続けられる『五色共生の里』の新たな中核施設として活用する。

(2) 事業のスケジュール

地域再生計画認定後

運動広場施設および農業者トレーニングセンターの転用

平成 18 年度 介護予防拠点整備

平成 19 年度 通所介護予防事業の実施

平成 20 年度 高齢者共生住宅建設

平成 21 年度 高齢者共生住宅への入居開始

5 - 3 地域再生基本方針に基づく支援措置によらない取り組み

(1) 地域介護・福祉空間の整備

認知症高齢者の増加に対応できるよう認知症高齢者グループホームや介護予防システムの核となる介護予防拠点施設を整備するとともに、地域に密着した小規模多機能ケア施設を活用し、高齢者のニーズにきめ細やかに対応した介護サービスを提供する。

(2) 高齢者共生住宅の整備

これまでの「在宅ケア」と「施設ケア」の枠組みを超えた高齢者共生住宅の整備を行う。高齢者共生住宅は、生活支援サービス、介護サービス等を必要に応じて受けられるものとし、高齢者が介護の必要のない時期から入居できる終の棲家をめざす。

(3) 保健医療福祉総合情報ネットワーク事業

市立診療所・保健センター・市立福祉施設を結ぶLANを構築するとともに、県立淡路病院などとのネットワークを強化し、広域的な健康福祉ケア体制の充実に努める。

(4) 交通弱者対策

廃止されたバス路線の代替交通手段として、また、一般交通機関利用困難者に対して、福祉有償運送の活用を実施し、高齢者をはじめ、地域住民の交通の

便を確保する。

(5) 都市と農山漁村の交流事業

都市と農山漁村の拠点として、健康ふれあい広場を整備し、スポーツやイベント等を通じて住民の健康増進を図るとともに、地域間交流の拠点である高田屋嘉兵衛公園「ウエルネスパーク五色」を活用して、都市生活者と住民の交流を促進する。

(6) 介護・福祉サービス評価の導入

介護サービス提供事業所、福祉サービス提供事業所におけるサービスの質の向上を図るため、介護・福祉サービスの評価基準を検討するとともに、第三者評価または自己評価によるサービス評価等の実施を行う。また、これまで取り組んできた要介護高齢者等の実態調査に介護サービスに対する満足度評価の視点を加えて実施する。

(7) 公私協働事業の実施

健康交流と地域共生を実現するソフト施策として、公私協働による高齢者リーダー養成事業、まちづくりリーダー養成事業、ボランティア育成事業、ヘルスプロモーション、スローフードの普及（貸し農園の実施・地産地消運動・都市の就農希望者の就農支援等）、子どもと高齢者のふれあいの場づくりなどを展開する。

6 計画期間

認定の日から平成 23 年 3 月末まで

7 地域再生計画の目標の達成に係る評価に関する事項

計画中間年（平成 20 年度）及び計画終了後（平成 23 年度）に、実施主体において、4 に示す数値目標に照らし、進捗状況を調査・評価し、公表する。また、必要に応じて事業内容の見直しを図るために、（仮称）“五色共生の里づくり”推進協議会を設置し、計画の進捗状況を踏まえて、事業の再検討を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし